## 職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会 開催要綱

## 1 趣旨・目的

現在、国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類に上るが、その中には危険性や有害性が不明な物質も少なくない。こうした中で、化学物質による労働災害(がんなどの遅発性疾病は除く。)は年間 450 件程度で推移し、法令による規制の対象となっていない物質による労働災害も頻発している状況にある。また、オルトートルイジンによる膀胱がん事案、MOCAによる膀胱がん事案、有機粉じんによる肺疾患の発生など、化学物質等による重大な職業性疾病も後を絶たない状況にある。

一方、国際的には、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)により、全ての危険・有害な化学物質について、ラベル表示や SDS 交付を行うことが国際ルールとなっており、欧州では REACH (Regis tration Evaluation Authorisation and Restriction of Chemicals)という仕組みにより、一定量以上の化学物質の輸入・製造については、全ての化学物質が届出対象となり、製造量、用途、有害性などのリスクに基づく管理が行われている。

こうしたことから、化学物質による労働災害を防ぐため、学識経験者、労使関係者による検討会を開催し、今後の職場における化学物質等の管理のあり方について検討することとする。

## 2 検討事項

- (1) 国によるリスク評価のあり方に関すること
- (2) 事業場における化学物質等による労働災害防止対策のあり方に関すること
- (3) ラベル表示・SDS交付等の危険有害性情報の伝達のあり方に関すること
- (4) 化学物質等の管理に係る人材育成のあり方に関すること
- (5) その他職場における化学物質等の管理のあり方に関すること

## 3 構成等

- (1) 本検討会は、別紙の参集者により構成する。
- (2) 本検討会には座長を置き、議事を整理する。
- (3) 本検討会には、必要に応じて、別紙の参集者以外の者の参集を依頼することができる。
- (4) 本検討会には、必要に応じて、関係者からヒアリングを行うことができる。

#### 4 その他

本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課において行う。

# 職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会参集者名簿

明石 祐二 (一社) 日本経済団体連合会労働法制本部統括主幹

漆原 肇 日本労働組合総連合会総合労働局雇用対策局長

大前 和幸 慶応義塾大学名誉教授

城内 博 日本大学理工学部特任教授

髙橋 義和 UAゼンセン政策・労働条件局部長

中澤善美全国中小企業団体中央会常務理事

永松 茂樹 (一社) 日本化学工業協会常務理事

名古屋俊士 早稲田大学名誉教授

三柴 丈典 近畿大学法学部教授

宮腰 雅仁 JEC連合副事務局長